

優良建設工事等表彰事務取扱要領

平成24年5月10日制 定

(目的)

第1条 この要領は、広島県が発注する建設工事において、優れた成績を修めた建設業者又は優秀な技術者を表彰するための事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「建設工事」とは、県の発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

2 この要領において「県内業者」とは、建設業法第3条第1項の営業所のうち主たる営業所（営業所を総括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所で、建設業許可申請書別紙二(1)又は別紙二(2)に主たる営業所として記載したものをいう。）を県内に有する者をいう。

3 この要領において「工事成績評定点」とは、土木工事成績評定基準（昭和60年7月1日施行）又は建築工事成績評定基準（平成9年4月1日施行）により評定された点数をいう。

(表彰対象工事)

第3条 前年度に県内業者が施工し引渡しを受けた最終契約額1,000万円以上の建設工事において、別表1の業種欄の区分ごとに同表の基準点数の欄に定める点数以上の工事成績評定点が付された工事とする。

(表彰区分及び被表彰候補者の選考基準)

第4条 表彰は、次の区分により行うこととし、区分ごとに定める基準をそれぞれ満たす者を被表彰候補者の選考対象（以下、「選考対象」という。）とする。

(1) 優良建設業者

優良建設業者は、前条に規定する表彰対象工事を施工した者のうち、次の基準をすべて満たす者を選考対象とする。

ア 前年度に引渡しを受けた県発注工事において、元請負人として2件以上の施工実績を有し、当該工事の工事成績評定点の平均点が75点以上で、かつ65点未満の工事が無いこと

イ 前年度に、建設業者等指名除外要綱（昭和41年1月29日制定）第2(1)に規

定する指名除外を措置されていないこと（同要綱第14(1)によるものを除く。）

ウ 被表彰候補者の選考を行うことが著しく不適當でないこと

(2) 優秀技術者

優秀技術者は、前号に規定する建設工事の監理のため、原則として工事の全期間にわたって配置されていた監理技術者又は主任技術者を選考対象とする。

(特別表彰の選考基準)

第5条 同一業種において、前条に定める区分による表彰を3年連続で受け、その翌年度に選考対象となった者は、特別表彰の選考対象とする。

(被表彰候補者の選考)

第6条 被表彰候補者の選考は、土木局表彰事務取扱要領に定める、土木局表彰選考委員会において行う。

(被表彰者の決定)

第7条 知事は、前条による選考委員会の審議結果を参考にして、被表彰者を決定する。

(被表彰者への通知)

第8条 知事は、前条により決定した被表彰者に対し、別紙1により通知する。

(表彰の方法)

第9条 表彰は、知事が行うものとし、土木局長が被表彰者に表彰状を授与して行う。

2 前項の規定に関わらず、特別表彰の対象者へは、知事が被表彰者に表彰状を授与して行う。

(被表彰者の公表及び通知)

第10条 被表彰者は別紙2により公表を行うとともに、別紙3により関係課長及び関係機関の長へ、通知する。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

1 この要領は平成24年5月10日から施行する。

別表 1

業 種	基準点数
土木一式工事， 建築一式工事， 電気工事， 管工事， 機械器具設置工事， 水道施設工事	84点
大工工事， 左官工事， とび・土工・コンクリート工事， 石工事， 屋根工事， タイル・れんが・ブロック工事， 鉄筋工事， 板金工事， ガラス工事， 熱絶縁工事， 電気通信工事， 造園工事， さく井工事， 建具工事， 消防施設工事， 清掃施設工事	85点
プレストレストコンクリート工事， 法面処理工事， 鋼構造物工事， 鋼橋上部工事， ほ装工事， しゅんせつ工事， 塗装工事， 防水工事， 内装仕上工事	86点

(別紙1)

平成 年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者氏名 様

広島県知事
〒730-8511 広島市中区基町10-52
技術企画課

優良建設工事被表彰者決定通知書

(貴社・あなた)が施工した建設工事により、次のとおり被表彰者となりましたので通知します。

表彰対象工事						
発注機関名	工事名	工事場所	技術者氏名	業種	契約金額	工事成績 評定点

1 表彰区分

2 表彰状の授与日時
平成 年 月 日 時から

3 表彰状の授与会場

(別紙3)

平成 年 月 日

関係課長様
関係機関の長様

土木局技術企画課長

優良建設業者及び優秀技術者の表彰について(通知)

このことについて、別紙のとおり表彰が行われましたので、優良建設工事等表彰事務取扱要領第10条の規定に基づき、通知します。

別紙2を添付